## ○荒川区個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月16日

条例第33号

改正 平成28年7月15日条例第16号 平成29年3月24日条例第5号 令和3年12月21日条例第29号 令和6年5月31日条例第19号 令和6年12月18日条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番 号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区の責務)

第3条 荒川区(以下「区」という。)は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、 その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りなが ら、自主的かつ主体的に、区の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる区の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び特定個人番号利用事務のうち区の執行機関が行うものとする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる区の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該区の執行機関が保有するものを利用することができる。
- 3 区の執行機関は、特定個人番号利用事務のうち当該区の執行機関が行うものを処理する ために必要な限度で、利用特定個人情報であって当該区の執行機関が保有するものを利用 することができる。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、

当該書面の提出があったものとみなす。

5 第2項又は第3項の場合において、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを 使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができ るときは、特段の事情がない限り、当該提供を受ける方法によるものとする。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合、同表の第3欄に掲げる機関は、その事務を処理するために必要な限度で当該特定個人情報を提供することができる。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例等の規定により 当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当 該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、荒川区規則(以下「規則」という。)で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第5項の規定は、法附則 第1条第5号に規定する日から施行する。

附 則(平成28年7月15日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月24日条例第5号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則(令和3年12月21日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年5月31日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年12月18日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 別表第1(第4条関係)

	執行機関	事務
1	区長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)によ

2 区長 荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(平成元年荒川区条例第32号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの   3 区長 荒川区児童育成手当条例(昭和46年荒川区条例第24号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの   4 区長 荒川区心身障害者福祉手当条例(昭和49年荒川区条例第23号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの   5 区長 荒川区子どもの医療費の助成に関する条例(平成19年荒川区条例第3号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの   6 区長 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの   7 区長 荒川区介護保険条例(平成12年荒川区条例第7号)による保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの   8 区長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの   9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの   10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの   11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの		7 (口・井) ア (地・井) ア (田・上) すび ベナー マ (日川 ベウ は フ は の)	
32号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  荒川区児童育成手当条例(昭和46年荒川区条例第24号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの  私 区長 荒川区心身障害者福祉手当条例(昭和49年荒川区条例第23号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの  医長 荒川区子どもの医療費の助成に関する条例(平成19年荒川区条例第3号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  医長 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの  医長 荒川区介護保険条例(平成12年荒川区条例第7号)による保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの  医長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  医長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  を長 シャン・シート・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・シー・		る保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	
3 区長 荒川区児童育成手当条例(昭和46年荒川区条例第24号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	2 区長	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(平成元年荒川区条例第	
当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		32号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
4 区長 荒川区心身障害者福祉手当条例(昭和49年荒川区条例第23号)による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	3 区長	荒川区児童育成手当条例(昭和46年荒川区条例第24号)による児童育成手	
障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの		当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
5 区長 荒川区子どもの医療費の助成に関する条例(平成19年荒川区条例第3号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 6 区長 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用 者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 7 区長 荒川区介護保険条例(平成12年荒川区条例第7号)による保険料の減免に 関する事務であって規則で定めるもの 8 区長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則 で定めるもの 9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)に よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であっ て規則で定めるもの 11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも	4 区長	荒川区心身障害者福祉手当条例(昭和49年荒川区条例第23号)による心身	
による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  6 区長 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用 者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの  7 区長 荒川区介護保険条例(平成12年荒川区条例第7号)による保険料の減免に 関する事務であって規則で定めるもの  8 区長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則 で定めるもの  9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)に よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの  11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも		障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
6 区長 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用 者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 7 区長 荒川区介護保険条例(平成12年荒川区条例第7号)による保険料の減免に 関する事務であって規則で定めるもの 8 区長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則 で定めるもの 9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)に よる医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)に よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であっ て規則で定めるもの 11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも	5 区長	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例(平成19年荒川区条例第3号)	
者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの  7 区長 荒川区介護保険条例(平成12年荒川区条例第7号)による保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの  8 区長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの  11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも		による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
7 区長 荒川区介護保険条例 (平成12年荒川区条例第7号) による保険料の減免に関する事務であって規則で定めるもの 8 区長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの 9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例 (昭和49年東京都条例第20号) による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 10 教育委員 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第81条第2項及び第3項に規定する特別会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの 11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも	6 区長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付に係るサービスの利用	
関する事務であって規則で定めるもの  8 区長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの  11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも		者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	
8 区長 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則 で定めるもの  9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)に よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別 会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であっ て規則で定めるもの  11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも	7 区長	売川区介護保険条例(平成12年荒川区条例第7号)による保険料の減免に	
法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの  9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの  11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも		関する事務であって規則で定めるもの	
で定めるもの  9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの  11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも	8 区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年	
9 区長 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)に よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別 会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であっ て規則で定めるもの 11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも		法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則	
よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別 会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であっ  て規則で定めるもの  11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも		で定めるもの	
10 教育委員 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項及び第3項に規定する特別会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの 11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも	9 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)に	
会 支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの   11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも		よる医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
て規則で定めるもの 11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも	10 教育委員 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第81条第2項及び第3項に規定		
11 教育委員 学校教育法による就学に必要な援助に関する事務であって規則で定めるも	会	支援学級において教育を受けるため必要な経費の支給に関する事務であっ	
		て規則で定めるもの	
	11 教育委員		
五   ツ	会	の	

## 別表第2 (第4条関係)

	執行機関	事務	特定個人情報
1	区長	 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害	国民健康保険法(昭和33
		  児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害	年法律第192号)又は高齢
		, 児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児	者の医療の確保に関する
		相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給	法律(昭和57年法律第80
		- 付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所に	号) による医療に関する給

	l	<u> </u>
		付の支給又は保険料の徴
	に関する事務であって規則で定めるもの	収に関する情報(以下「医
		療保険給付関係情報」とい
		う。) であって規則で定め
		るもの
2 区長	予防接種法 (昭和23年法律第68号) による予防接	身体障害者福祉法(昭和24
	種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事	年法律第283号)による身
	務であって規則で定めるもの	体障害者手帳に関する情
		報、生活保護法による保護
		の実施若しくは就労自立
		給付金の支給に関する情
		報(以下「生活保護関係情
		報」という。)又は中国残
		留邦人等の円滑な帰国の
		促進並びに永住帰国した
		中国残留邦人等及び特定
		配偶者の自立の支援に関
		する法律(平成6年法律第
		30号) による支援給付若し
		くは配偶者支援金の支給
		に関する情報であって規
		則で定めるもの
2の2 区長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立	障害者の日常生活及び社
	給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収	会生活を総合的に支援す
	金の徴収に関する事務であって規則で定めるも	るための法律による地域
	Ø	生活支援事業の実施に関
		する情報、荒川区児童育成
		手当条例による児童育成
		手当の支給に関する情報
		又は荒川区心身障害者福
		祉手当条例による心身障

			害者福祉手当の支給に関
			する情報であって規則で
			定めるもの
3	区長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方	医療保険給付関係情報又
		税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例	は介護保険法による保険
		による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調	給付の支給、地域支援事業
		査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であ	の実施若しくは保険料の
		って規則で定めるもの	徴収に関する情報(以下
			「介護保険給付等関係情
			報」という。)であって規
			則で定めるもの
4	区長	 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営	介護保険給付等関係情報
		住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をい	であって規則で定めるも
		う。) の管理に関する事務であって規則で定める	の
		もの	
5	区長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の	生活保護関係情報又は介
		徴収又は保健事業の実施に関する事務であって	護保険給付等関係情報で
		規則で定めるもの	あって規則で定めるもの
6	区長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による	生活保護関係情報であっ
		児童扶養手当の支給に関する事務であって規則	て規則で定めるもの
		で定めるもの	
7	区長	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第	生活保護関係情報であっ
		129号)による資金の貸付けに関する事務であっ	て規則で定めるもの
		て規則で定めるもの	
8	区長	  高齢者の医療の確保に関する法律による後期高	生活保護関係情報又は介
		齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業	護保険給付等関係情報で
		の実施に関する事務であって規則で定めるもの	あって規則で定めるもの
9	区長	  健康増進法(平成14年法律第103号)による健康	生活保護関係情報又は医
		増進事業の実施に関する事務であって規則で定	療保険給付関係情報であ
		めるもの	って規則で定めるもの
10	区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	生活保護関係情報、地方税

		するための法律による自立支援給付の支給又は	法その他の地方税に関す
		地域生活支援事業の実施に関する事務であって	る法律に基づく条例の規
		規則で定めるもの	定により算定した税額若
			しくはその算定の基礎と
			なる事項に関する情報(以
			下「地方税関係情報」とい
			う。)、医療保険給付関係
			情報、国民年金法(昭和34
			年法律第141号)による年
			金である給付の支給若し
			くは保険料の徴収に関す
			る情報又は介護保険給付
			等関係情報であって規則
			で定めるもの
11	区長	東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関す	地方税関係情報又は医療
		る規則(平成12年東京都規則第94号。以下「都難	保険給付関係情報であっ
		- 病規則」という。) による難病等にり患した者に	て規則で定めるもの
		対する医療費等の助成に関する事務であって規	
		則で定めるもの	
12	区長	都難病規則によるB型ウイルス肝炎又はC型ウイ	地方税関係情報又は医療
		ルス肝炎にり患した者に対する医療費の助成に	保険給付関係情報であっ
		関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
13	区長	東京都重度心身障害者手当条例 (昭和48年東京都	地方税関係情報であって
		条例第68号) による重度心身障害者手当の支給に	規則で定めるもの
		関する事務であって規則で定めるもの	
14	区長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援	地方税関係情報又は医療
		するための法律施行細則 (平成18年東京都規則第	保険給付関係情報であっ
		  12号) による精神通院医療費の助成に関する事務	て規則で定めるもの
		であって規則で定めるもの	
15	区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に	生活保護関係情報、地方税
		 関する法律施行細則(平成11年東京都規則第112	関係情報又は医療保険給

及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 単で定めるもの 単で定めるもの 単で定めるもの 単で定めるもの 単で定めるもの 単、定めるもの 関係情報であって規則で定めるもの ク護保険法による保険給付に係るサービスの利 は活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの なるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの なるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報又は医療保険給 付関係情報であった規則で定めるもの なるもの なるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報とは管害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であった。				
16 区長 荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの				
例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 17 区長				
関で定めるもの 付関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による 支給に関する事務であって規則で定めるもの 身体障害者 福祉法による 身体障害者 福祉法による 身体障害者 福祉法 (昭和25年法律第 123号) による精神障害者 保健福祉手帳者しくは知 的障害者 福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害者 に関する情報又は 地方税関係情報であって 規則で定めるもの 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規 関で定めるもの 第川区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの け関係情報でよって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 特別係情報であって規則で定めるもの 対策保険法による保険給付に係るサービスの利 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 対策保険法による保険給付に係るサービスの利 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 対策保険法による保険給付に係るサービスの利 増工活保護関係情報、地方税 関係情報であるもの 対策保険法による保険給付に係るサービスの利 増工活及び社会生活を総合的に支援するための法 はによる自立支援給付の 支給に関する情報であって 対策であって 規則で 対策保険法による自立支援給付の 支給に関する情報であって 対策であって 規則で 対策を対象 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	16	区長	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条	生活保護関係情報、地方税
で定めるもの			例による医療費の助成に関する事務であって規	関係情報又は医療保険給
7 区長			則で定めるもの	付関係情報であって規則
支給に関する事務であって規則で定めるもの 身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)による精神障害者保健福祉手帳者しくは知 的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報又は 地方税関係情報であって 規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 第川区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定 関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 対関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 対関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 対関係情報であって規則で定めるもの 対関係情報とは障害者の目常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって				で定めるもの
及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第 123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 単で定めるもの 単で定めるもの 単で定めるもの 単で定めるもの 単で定めるもの 単、定めるもの 関係情報であって規則で定めるもの ク護保険法による保険給付に係るサービスの利 は活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの なるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの なるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報又は医療保険給 付関係情報であった規則で定めるもの なるもの なるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報とは管害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であった。	17	区長	荒川区児童育成手当条例による児童育成手当の	身体障害者福祉法による
する法律(昭和25年法律第 123号)による精神障害者 保健福祉手帳若しくは知 的障害者福祉法(昭和35 年法律第37号)にいう知的 障害者に関する情報又は 地方税関係情報であって 規則で定めるもの  18 区長 荒川区心身障害者福祉手当条例による心身障害 者福祉手当の支給に関する事務であって規則で 定めるもの  第川区子どもの医療費の助成に関する条例によ る医療費の助成に関する事務であって規則で定 めるもの  20 区長 介護保険法による保険給付に係るサービスの利 用者負担額の軽減に関する事務であって規則で 定めるもの  20 区長 介護保険法による保険給付に係るサービスの利 用者負担額の軽減に関する事務であって規則で 定めるもの  第生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ			支給に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者手帳、精神保健
123号)による精神障害者 保健福祉手帳若しくは知 的障害者福祉法(昭和35 年法律第37号)にいう知的 障害者に関する情報又は 地方税関係情報であって 規則で定めるもの  18 区長				及び精神障害者福祉に関
保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 見ので定めるもの 見ので定めるもの 生活保護関係情報、地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税関係情報であって規則で定めるもの け関係情報であって規則で定めるもの たま保険給付に係るサービスの利用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 常生活保護関係情報、地方税関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって対別する情報であった				する法律(昭和25年法律第
的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの  18 区長 荒川区心身障害者福祉手当条例による心身障害 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 現で定めるもの 関で定めるもの 現別で定めるもの 現別で定めるもの 関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの け関係情報であって規則で定めるもの け関係情報であって規則で定めるもの け関係情報であって規則で定めるもの け関係情報であって規則で定めるもの なるもの 対議保険法による保険給付に係るサービスの利 用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であっ				123号)による精神障害者
年法律第37号) にいう知的障害者に関する情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの  18 区長 荒川区心身障害者福祉手当条例による心身障害 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 単で定めるもの 則で定めるもの り				保健福祉手帳若しくは知
障害者に関する情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの  18 区長 荒川区心身障害者福祉手当条例による心身障害 生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの 即で定めるもの 即で定めるもの 即で定めるもの 現所を対して、 関係情報であって規則で定めるもの 関係情報であって規則で定めるもの 対関係情報であって規則で定めるもの 対関係情報であって規則で定めるもの 対関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報であって規則で定めるもの 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であっ				的障害者福祉法(昭和35
地方税関係情報であって 規則で定めるもの  18 区長 荒川区心身障害者福祉手当条例による心身障害 生活保護関係情報又は地 方税関係情報であって規 定めるもの 即で定めるもの  19 区長 荒川区子どもの医療費の助成に関する条例によ る医療費の助成に関する事務であって規則で定 めるもの 対関係情報又は医療保険給 付関係情報であって規則で定めるもの  20 区長 介護保険法による保険給付に係るサービスの利 用者負担額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報又は医療保険給 付関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報、地方税 関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法 律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ				年法律第37号) にいう知的
規則で定めるもの				障害者に関する情報又は
7				地方税関係情報であって
者福祉手当の支給に関する事務であって規則で 方税関係情報であって規				規則で定めるもの
定めるもの  19 区長 荒川区子どもの医療費の助成に関する条例によ 生活保護関係情報、地方税 る医療費の助成に関する事務であって規則で定 関係情報又は医療保険給 めるもの 付関係情報であって規則で定めるもの で定めるもの  20 区長 介護保険法による保険給付に係るサービスの利 生活保護関係情報、地方税 用者負担額の軽減に関する事務であって規則で 関係情報又は障害者の日 定めるもの 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ	18	区長	荒川区心身障害者福祉手当条例による心身障害	生活保護関係情報又は地
19 区長 荒川区子どもの医療費の助成に関する条例によ 生活保護関係情報、地方税			者福祉手当の支給に関する事務であって規則で	方税関係情報であって規
る医療費の助成に関する事務であって規則で定 めるもの			定めるもの	則で定めるもの
めるもの 付関係情報であって規則で定めるもの  20 区長 介護保険法による保険給付に係るサービスの利 生活保護関係情報、地方税 用者負担額の軽減に関する事務であって規則で 関係情報又は障害者の日 定めるもの 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ	19	区長	荒川区子どもの医療費の助成に関する条例によ	生活保護関係情報、地方税
で定めるもの  20 区長 介護保険法による保険給付に係るサービスの利 生活保護関係情報、地方税 用者負担額の軽減に関する事務であって規則で 関係情報又は障害者の日 定めるもの 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ			る医療費の助成に関する事務であって規則で定	関係情報又は医療保険給
20 区長 介護保険法による保険給付に係るサービスの利 生活保護関係情報、地方税 用者負担額の軽減に関する事務であって規則で 関係情報又は障害者の日 定めるもの 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ			めるもの	付関係情報であって規則
用者負担額の軽減に関する事務であって規則で 定めるもの 常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法 律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ				で定めるもの
定めるもの 常生活及び社会生活を総 合的に支援するための法 律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ	20	区長	介護保険法による保険給付に係るサービスの利	生活保護関係情報、地方税
合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であっ			用者負担額の軽減に関する事務であって規則で	関係情報又は障害者の日
律による自立支援給付の 支給に関する情報であっ			定めるもの	常生活及び社会生活を総
支給に関する情報であっ				合的に支援するための法
				  律による自立支援給付の
て担用ではなる。				 支給に関する情報であっ
				て規則で定めるもの

21	区長	荒川区介護保険条例による保険料の減免に関す	地方税関係情報であって
		る事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
22	区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による	児童福祉法による障害児
		医療費の助成に関する事務であって規則で定め	入所給付費の支給に関す
		るもの	る情報、身体障害者福祉法
			による身体障害者手帳、精
			神保健及び精神障害者福
			祉に関する法律による精
			神障害者保健福祉手帳若
			しくは知的障害者福祉法
			にいう知的障害者に関す
			る情報、生活保護関係情
			報、地方税関係情報、医療
			保険給付関係情報、中国残
			留邦人等の円滑な帰国の
			促進並びに永住帰国した
			中国残留邦人等及び特定
			配偶者の自立の支援に関
			する法律による支援給付
			若しくは配偶者支援金の
			支給に関する情報又は障
			害者の日常生活及び社会
			生活を総合的に支援する
			ための法律による自立支
			援給付の支給に関する情
			報であって規則で定める
			もの

## 別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 区長	生活保護法による保護の決	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年
	定及び実施又は徴収金の徴		法律第56号)による医療に

		収に関する事務であって規		要する費用についての援助
		則で定めるもの		に関する情報であって規則
				で定めるもの
2	区長	中国残留邦人等の円滑な帰	教育委員会	学校保健安全法による医療
		国の促進並びに永住帰国し		に要する費用についての援
		た中国残留邦人等及び特定		助に関する情報であって規
		配偶者の自立の支援に関す		則で定めるもの
		る法律による支援給付又は		
		配偶者支援金の支給に関す		
		る事務であって規則で定め		
		るもの		
3	区長	生活に困窮する外国人に対	教育委員会	学校保健安全法による医療
		する生活保護法による保護		に要する費用についての援
		に準ずる措置に関する事務		助に関する情報であって規
		であって規則で定めるもの		則で定めるもの
4	教育委員会	学校教育法第81条第2項及	区長	生活保護関係情報又は地方
		び第3項に規定する特別支		税関係情報であって規則で
		援学級において教育を受け		定めるもの
		るため必要な経費の支給に		
		関する事務であって規則で		
		定めるもの		
5	教育委員会	学校教育法による就学に必	区長	生活保護関係情報又は地方
		要な援助に関する事務であ		税関係情報であって規則で
		って規則で定めるもの		定めるもの